

相続実務ノート NO.1

(2006年6月14日)

「限定承認したい」という依頼で始まった相続処理

「母親が亡くなった方がいます。自宅とアパートがあるのですが、借金もたくさんあります。そのため、限定承認したいと言っています。相談に乗ってください。」と相続アドバイザー協議会会員の行政書士さんから連絡を受けた。

相談者の M さんの話は、おおよそ次の通りです。

相続人は3人(姉・M・妹)。姉は、先妻との子。Mと妹は、再婚した夫との子。

その夫とは離婚している。姉と妹とは、母が危篤となった病院で始めて対面した。自宅の土地は、袋地のため再建築できない上、離婚した父と母の2分の1の共有のままになっている。古いアパートには4人が入居中(生活保護を受けている一人暮らしのお年寄り・仕事場に使っている人・家賃を滞納している人など)。自宅やアパートの土地・建物には、信用金庫やノンバンクなど5つの担保が設定されている。他に、消費者金融やクレジット会社など10社。いずれも滞納していて請求書が来ている。うち2社は債権回収会社に譲渡された。都税事務所からは、差押通告書が届いた。権利書は行方不明。土地の測量図もない。「これ

株式会社 三商

187-0003 小平市花小金井南町 1-14-24

TEL : 042-467-2155 FAX : 042-467-2157

メール sansyo@trust.ocn.ne.jp

URL <http://www.souzokusoudan.net>

は大変だ」というのが最初の感想。

基礎控除と債務控除により、相続税の心配はないと判断。最初に「なぜ限定承認をしたいのですか？」と M さんに聞いた。

借金の合計額が分からない。でも限定承認すれば、相続したプラス財産の範囲内で借金を返せばいい。もし借金を返してプラス財産が残れば、姉・妹たちと分けることができる。

それに、消費者金融などが多いので、限定承認すれば裁判所が関与してくれるので安心だから。

こう回答があった。

借金を相続した当事者は真剣に勉強している。Mさんも既に多くの人に相談していた。とはその通りです。その意味で、限定承認は相続人にとって合理的な制度といえる。しかし、の答えは不正確だ。

共同相続人の全員で限定承認すると、相続人の中から相続財産管理人が家庭裁判所によって選任される。状況的に M さんが選任される。ところが、相続財産管理人が選任された時点で、原則として家庭裁判所の手を離れる。あとは相続財産管理人の責任で、清算と配当手続きを行うことになる。従っ

て、消費者金融の対応も M さんがやることになる。もちろん弁護士さんをお願いできるが、時間と費用がかかる。この費用は相続債務にならない。限定承認は、手続きが面倒な上、処分には「競売」が必要となり、「みなし譲渡所得税」もあり、わずかなプラスはフツ飛んでしまう。合理的制度でありながら、使える場面は限られてしまうという現実に出会う。

M さんからの相談を受けた時、すでに相続開始から 70 日が経過していた。そこで、まず「期間伸長」の申立てをして、今後の方針決定に時間の余裕を作る。同時に、新たな債権者が出てくるかどうかを待つ。

検討の結果、限定承認の必要やメリットがないと判断。任意売却により借金を返済し税金を払っても、現金が残ることが分かった。そこで、早く売却し、早く借金を返済し、早く税金も払い、早く落ち着いた生活に戻ることを基本方針として合意した。

しかし、売却するにはいくつものハードルがあった。

3 人の相続人の間で、もめることなく遺産分割協議ができるのか、そして相続登記ができるのか。

父親が協力してくれるのか。

アパートの入居者が、残金決済までに立退きを完了してくれるのか。担保設定している債権者が、残金決済まで待ち、決済当日の担保抹消に協力してくれるのか。

消費者金融が、厳しい取立てや差押手続きをしてこないか。

予定通りの価格で売れるのか、測量は間にあうのか・・・など。

緊張の日々が続く。ところが、何のトラブルもなく短期間のうちに全て計画通りに進み取引が完了した。多くの人から「奇跡に近い」「ツイてたね」と言われた。確かにその通りだと思う。ひとつには、信頼できる相続アドバイザー協議会のプロのパートナー達(司法書士・不動産鑑定士・測量士・不動産業者・税理士)の協力を助けられた。買主にも恵まれた。それだけでなく、今回の仕事では目に見えない大きな力に助けられた気がしてならない。それは、亡くなった M さんの母親の力だ。お目にかかったことはない。戸籍からは、波乱万丈の人生がうかがえる。借金も確かに多かった。しかし、借金しながらも一生懸命に生きてきたことがわかる。何より母親の周りには、悪い人も敵もいなかった。かかわった全ての人が、亡くなった母親を理解し協力してくれた。姉も、離婚した夫も、アパートの住人も、債権者も・・・。そこで思う。相続というのは、その人の生き方があらわれるものなのだと。どんなに資産を残そうと、相続でもめる親子・兄弟姉妹はたくさんいる。しかし、借金があろうと、いい生き方をしていればもめない。うらまれない。「M さんのお母さん、おかげさまで無事に終わりました。ありがとうございます。」と報告できることがうれしい。
(文責：内藤 雄)